

琴平町 介護予防訪問介護相当サービス(A2) サービスコード表

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
A2		1111	訪問型独自サービス 11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176単位	1,176	1月につき	
A2		2111	訪問型独自サービス 11日割		日割の場合	÷ 30.4日	39単位	39	1日につき	
A2		1211	訪問型独自サービス 12		(2) 1週に2回程度の場合		2,349単位	2,349	1月につき	
A2		2211	訪問型独自サービス 12日割		日割の場合	÷ 30.4日	77単位	77	1日につき	
A2		1321	訪問型独自サービス 13		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727単位	3,727	1月につき	
A2		2321	訪問型独自サービス 13日割		日割の場合	÷ 30.4日	123単位	123	1日につき	
A2		2411	訪問型独自サービス 21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき	
A2		2511	訪問型独自サービス 22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179		
A2		2621	訪問型独自サービス 23		(二) 所要時間45分以上の場合		220単位	220		
A2		1411	訪問型独自サービス 短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163		
A2		C211	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき
A2		C220	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算11日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2		C212	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2		C213	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算12日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2		C214	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算13		(3) 1週に1回程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2		C215	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算13日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2		C216	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2		C217	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算22			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2		C218	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算23			(二) 所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	
A2		C219	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2		D211	訪問型独自サービス 業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき
A2		D220	訪問型独自サービス 業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2		D212	訪問型独自サービス 業務継続計画未策定減算12			(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2		D213	訪問型独自サービス 業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2		D214	訪問型独自サービス 業務継続計画未策定減算13		(3) 1週に1回程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2		D215	訪問型独自サービス 業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2		D216	訪問型独自サービス 業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2		D217	訪問型独自サービス 業務継続計画未策定減算22			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2		D218	訪問型独自サービス 業務継続計画未策定減算23			(二) 所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	
A2		D219	訪問型独自サービス 業務継続計画未策定減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2		6001	訪問型独自サービス 同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
A2		6003	訪問型独自サービス 同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2		6002	訪問型独自サービス 同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2		8000	訪問型独自サービス 特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算			
A2		8001	訪問型独自サービス 特別地域加算日割				所定単位数の15%加算		1日につき	
A2		8002	訪問型独自サービス 特別地域加算回数				所定単位数の15%加算		1回につき	
A2		8100	訪問型独自サービス 小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算		1月につき
A2		8101	訪問型独自サービス 小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき		
A2		8102	訪問型独自サービス 小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算		1回につき		
A2		8110	訪問型独自サービス 中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		1月につき	
A2		8111	訪問型独自サービス 中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算		1日につき	
A2		8112	訪問型独自サービス 中山間地域等加算回数				所定単位数の5%加算		1回につき	
A2		4001	訪問型独自サービス 初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき	
A2		4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ		ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2		4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2		6102	訪問型独自サービス 口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限度	
A2		6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の270/1000加算		1月につき	
A2		6183	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ2		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000加算			
A2		6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ1		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000加算			
A2		6184	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ2		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000加算			
A2		6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅲ		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の207/1000加算			
A2		6380	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅳ		(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の170/1000加算			

週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回/月を超える(5回以上)場合に使用する。

週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回/月を超える(9回以上)場合に使用する。

週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月を超える(13回以上)場合に使用する。